

[凡例]

下線 修正

二重下線 追加

~~取消線~~ 削除

林業土木工事共通仕様書 新旧対照表 (令和元年 8 月 1 日適用)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員等にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員等から更に詳細な説明または<u>書面資料</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</u></p> <p>1-1-1-14 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p>	<p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員等にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員等から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>1-1-1-14 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>

改正後	改正前
<p>1-1-1-23 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、<u>法令に基づき</u>再生資源利用促進計画を<u>所定の様式に基づき</u>作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 監督員等による検査（確認を含む）及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>(1)受注者は、①床掘完了時、②基礎工施工時、③<u>初回</u>型枠組立完了時、④鉄筋組立完了時、⑤特に指定された部分の施工時、及び表 1-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>	<p>1-1-1-23 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 監督員等による検査（確認を含む）及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>(1)受注者は、①床掘完了時、②基礎工施工時、③型枠組立完了時、④鉄筋組立完了時、⑤特に指定された部分の施工時、及び表 1-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>

改正後

表1-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
(省略)	(省略)	(省略)
谷止工・床固工 帯工 根固工 水制工 護岸工 土留工 擁壁工 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工		丁張設置完了時 土（岩）質の変化した時 床堀掘削完了時 <u>初回</u> 型枠組立完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
(省略)	(省略)	(省略)

1-1-1-33 施工管理

6. 良好な作業環境の確保労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

改正前

表1-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
(省略)	(省略)	(省略)
谷止工・床固工 帯工 根固工 水制工 護岸工 土留工 擁壁工 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工		丁張設置完了時 土（岩）質の変化した時 床堀掘削完了時 型枠組立完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
(省略)	(省略)	(省略)

1-1-1-33 施工管理

6. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

改正後	改正前
<p>1-1-1-37 工事中の安全確保</p> <p>9. イメージアップ<u>現場環境改善</u></p> <p>受注者は、工事現場のイメージアップ<u>現場環境改善</u>を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p>	<p>1-1-1-37 工事中の安全確保</p> <p>9. イメージアップ</p> <p>受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p>

[凡例]

下線 修正

二重下線 追加

~~取消線~~ 削除

林業土木工事共通仕様書 新旧対照表 (令和元年 8 月 1 日適用)

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 章 治山ダム工</p> <p>第 8 節 コンクリートダム工</p> <p>(1) コンクリートの品質は、ばらつきの少ないものでなくてはならない。 また、単位重量は、22.6kN/m³以上でなくてはならない。</p>	<p>第 4 章 治山ダム工</p> <p>第 8 節 コンクリートダム工</p> <p>(1) コンクリートの品質は、ばらつきの少ないものでなくてはならない。また、単位重量は、22.6kN/m³以上でなくてはならない。</p>